

和歌山県屋外広告物条例 についてのご案内

屋外広告物とは

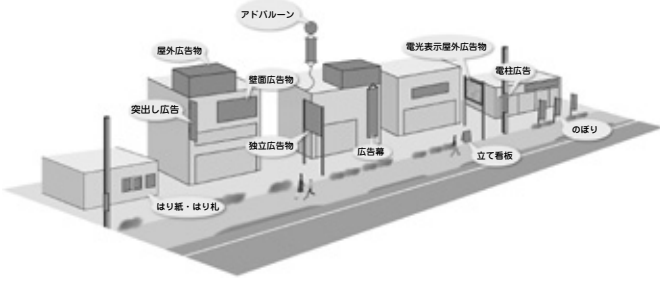
常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される広告物を屋外広告物と言います。

※絵、写真など商品やサービス等イメージさせるものも屋外広告物となります。

和歌山県屋外広告物条例の目的

屋外広告は、身近な情報手段として広く親しまれ、街の賑わいを演出する役割も担っています。

一方、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の景観や風致が損なわれます。



和歌山県では、経済活動への配慮と景観の保全とのバランスを考慮した屋外広告物の規制を行い、良好な景観形成を推進していきます。

平成23年度和歌山県屋外広告物条例の改正について

平成23年10月1日に屋外広告物条例・規則が改正されました。それまで、屋外広告物を設置する際、許可不要の地域がありました。現在は県内全ての地域において許可が必要となります。また、広告物の設置基準も改正されました。

屋外広告物のルール

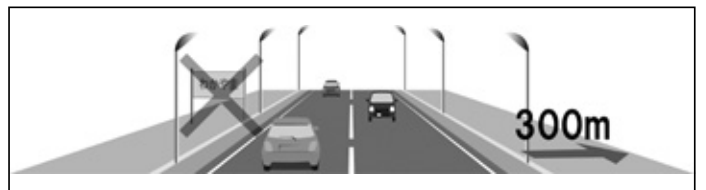
原則として、県内で広告物を表示する場合は、市町村長の許可が必要です。

※ただし、自分の敷地内に設置する小さな自家用広告物など、適用除外の基準を満たす広告物については、許可は不要です。

禁止地域

← 広告物の表示・設置が禁止されています。

和歌山の自然豊かな山々や海岸地形の景観の保全もしくは住宅環境を保全するために、広告物の表示を禁止する地域を定めています。ただし、自家用広告物で基準を満たすものみの表示は認められます。



例：高速道路沿線

許可地域

← 広告物を表示・設置する際には許可が必要となります。

許可地域を3種類の地域に分け、それぞれの地域の特性に応じた広告物の設置基準を設定しています。

規制		
強	弱	
第1種地域	第2種地域	第3種地域

広告物の設置について

広告物の設置を発注する場合、和歌山県で屋外広告業登録をした業者に依頼してください。和歌山県内で屋外広告物を設置する営業を行う場合、屋外広告業登録を行わなくてはなりません。登録を行っていない業者が広告物を設置することは、和歌山県屋外広告物条例第23条違反（50万円以下の罰金）です。

和歌山県屋外広告物条例の詳細については和歌山県国土整備部都市政策課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

問い合わせ

吉備庁舎建設課

☎ 52-2111

FAX 52-7822